

入会申込書（サービス提供契約書）

本書面の各条項及びRITA-STYLE会則の遵守に同意し 入会を申込みます

署名 _____

ご契約者（甲）	お名前 (フリガナ)		生年月日		血液型	性別
			西暦			男・女
	(印)		年	月	日	(歳)
	〒		都道府県		電話	
	メールアドレス		@			
※緊急連絡先	続柄	又おは名前 称				
		〒	都道府県		電話	
	※メールアドレス		@			

※未成年の場合は、親権者を記入してください。その際、親権者のメールアドレスまで記入してください。

入会金				¥					
コース内容明細	単価	回数	料金						
			¥						
		小計	¥						
		消費税	¥						
		合計	¥						

契約期間：西暦 年 月 日(契約締結日) から 西暦 年 月 日 まで

料金支払方法	<input type="checkbox"/> (1) 銀行振込	振込期日	年	月	日(¥)
	<input type="checkbox"/> (2) クレジットカード	決済期日	年	月	日(¥)
	<input type="checkbox"/> (3) ショッピングクレジット：別途ヤマトクレジットファイナンス株式会社とクレジット契約が必要になります クレジットカード及びショッピングクレジット支払いについて、契約を解除する際、抗弁権の接続がありません また、支払い時期等についてはクレジット会社等の約款等の定めるところによります				
	<input type="checkbox"/> (4) PayPay	店舗のQRコードを読み込み、上記お支払い金額の入力をお願いいたします			
前受金の保全措置：無し					

上記内容にて確かにお受け致しました

(乙)

会社名	株式会社利他フーズ (RITA-STYLE)
代表者氏名	代表取締役社長 猪本真也
所在地	〒860-0863 熊本県熊本市中央区坪井2丁目1-42 SDK熊本ビル 5階
電話番号	フリーダイヤル:0120-325-306

契約担当者

氏名 _____

電話番号 _____

サービス提供契約書（約款）

第1条(契約の成立) 本契約は、甲が、RITA-STYLEの運営会社である乙(株式会社RITA-STYLE)に対し、所定の入会申込書(本書面の表面)の提出をもって入会及びサービス提供の申込み(以下、「入会申込み」といいます)を行い、乙がこれを承諾した時に成立します。甲は、本書面内容及びRITA-STYLE会則(以下、「会則」といいます)を確認した上で入会申込みを行うものとし、当該入会申込みをもって甲が本書面内容及び会則の遵守に同意したものとみなします。

2.甲が未成年者の場合、入会には親権者の同意と連帯保証が必要となります。甲は、入会の申込みの際に、入会申込書のほか親権者の同意書を提出するものとします。

3.甲がクレジット契約の利用を希望する場合で、甲とクレジット会社との間の立替払い契約が成立しないときには、本契約も成立しなかったものとみなします。

第2条(健康状態の申告) 甲は、入会に際し、自身が運動に適した健康状態であるか否かについて乙に偽りなく申告しなければならないものとします(医師に運動・入浴を禁止されていないこと、感染症に罹患していないこと等)

第3条(契約期間) 本契約の有効期間は、入会申込書(本書面の表面)に記載された期間とします。

第4条(サービス内容) 乙は、甲に対し、入会申込書(本書面の表面)に記載されたコース名(コース内容・時間・回数・料金)のサービスを提供します。

2.本日現在、乙の提供するサービスに付随して必要となる「関連商品」はありません。

3.乙が甲に対し推奨商品の販売を行う場合には、商品ごとに価格、数量を明らかにするものとします。

第5条(支払方法) 甲は、入会金、会費及びその他費用(以下、「会費等」といいます)の支払方法として、前受金の現金一括払い又は乙と提携するクレジット会社との立替払い契約等の中から甲の希望する支払方法を選択できるものとします。

第6条(キャンセル) 甲が予約の変更・キャンセルをする場合には、予約日前日の17時までに、利用している店舗へ連絡しなければならないものとします。これ以降の予約変更・キャンセルはできません(1回分のサービスを提供したものとみなします)。

第7条(退会) 会員がトレーニング有効期間内に自己都合により途中退会するときには書面により退会手続きを行うものとします。本クラブが退会を承認した時点において退会となります。

2.退会手続きは店舗に来店の上書面により行ってください。電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きは出来ません。

3.本クラブは、退会を承認した会員(会員であった方)に対し、第1項の承認時まで発生した会費等を請求できるものとします。加えて、中途退会違約金として、未実施のトレーニング料金の10パーセント相当額または2万円のいずれか低いほうの金額を請求できるものとします。

4.本クラブは、退会を承認した会員(会員であった方)に対し、支払い済みの会費等の一部を次の各号の通り返金致します。

(1)退会の時点において未実施のトレーニングがあるときには当該トレーニングのトレーニング料金が返金の対象(以下、「返金対象額」といいます)となります。本クラブは返金対象額から次号に定める中途退会違約金を控除した金額を返金致します。なお、支払い済み会費等のうち返金対象額以外の物は返金の対象外となります。

(2)中途退会違約金は、返金対象額の10パーセント相当額または2万円のいずれか低いほうの金額となります。

第8条(全額返金制度) 全額返金制度は、健康的な減量为目标にトレーナーと一緒にトレーニング等に励んだものの、減量幅が小さかった方を対象とする制度です。乙は、甲の書面による申し入れ(以下、「全額返金申請」といいます)により支払い済の会費等(入会金を除く)の全額を返金します。本制度は、次の各号すべてを満たす会員を対象とします。

(1)トレーニングの目的が専ら減量であることを入会時に申告したこと

(2)トレーニングの有効期間の開始日から1か月を経過する日までに、基準となる体重からの減量幅が一度も1キログラムを超えなかったこと(基準となる体重は会員の入会時に本クラブが測定し記録した体重とします)

2.全額返金申請は、トレーニングの有効期間の開始日から1か月を経過する日(当該日が営業日でない場合はその前営業日)までに行わなければならないものとします。これ以降の全額返金申請はできません。

3.全額返金申請手続きに係る手続きは、店舗に来店のうえ書面により行うものとします。電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きはできません。

4.乙は、甲から全額返金申請があったときには、甲のトレーニング記録や体重の増減の記録等を確認するとともに、甲が会則第26条の要件を満たしているかどうかを確認するものとします。甲が要件を満たしていることを乙が確認したときには、乙は甲の全額返金申請を承認し支払い済の会費等(入会金を除く)の返金を行います。

5.次の各号に該当するときには、全額返金制度の適用を受けられません。

(1)転勤等、仕事上の事情を理由とする退会するとき (2)妊娠、病気、その他の私生活上の事情を理由とする退会するとき

(3)担当トレーナーが変更されたこと又は担当トレーナーが変更されないことを理由とする退会するとき

(4)トレーニング当日の無断欠席が2回以上あるとき (5)前号に定める場合のほか、トレーニング日時の変更が合計4回以上ある場合

(6)食事の報告を行わなかった日が合計3日以上あるとき (7)トレーニング有効期間を延長したとき

(8)会則に違反している又は違反したことがあるとき (9)月4回コースでの契約を実施したとき

第9条 本契約書に定めのない事項については会則の定めによるものとします。なお、本契約書と会則に齟齬があるときには本契約書の定めを優先するものとします。

2.本契約書及び会則のいずれにも定めのない事項については民法その他の法令によるものとします。

会則

第1条(名称)

本クラブは、RITA-STYLE(以下、「本クラブ」といいます)と称します。

第2条(目的)

本クラブは、ポディーメイキングを通して、会員の健康増進及び会員相互の親睦を図るとともに、明るく元気な地域社会の実現に貢献することを目的とします。

第3条(管理運営)

本クラブのすべての店舗は、株式会社RITA-STYLE(以下、「会社」といいます)が運営します。会社は、各店舗内に管理運営を行うための事務所を設置します。

第4条(会員制)

1.本クラブは会員制です。入会希望者は店舗ごとに定められた会員区分及び会員種別で本クラブと契約をし、入会後は契約で定められた範囲において本クラブの諸施設(以下、「諸施設」といいます)を利用することができます。

2.本クラブの会員区分は次のとおりとします。

- (1)個人会員
- (2)法人会員

第5条(入会)

本クラブに入会できる方は、次の各号すべてを満たすことを本クラブに偽りなく申告した方で、本クラブが入会を承認した方とします。

- (1)満16歳以上であること(満18歳未満の方は入会に保護者の同意が必要となります)
- (2)本会則及び本クラブの諸規則を遵守することに同意すること
- (3)本クラブ諸施設の利用に堪え得る健康状態であること(医師等から運動・入浴等を禁止されている方、他人に感染するおそれのある疾病等に罹患している方、妊娠中の方は、本クラブの利用をお断りさせていただきます)
- (4)反社会的勢力(暴力団等)の関係者でないこと
- (5)過去に本クラブの全額返金制度の適用を受けていないこと
- (6)過去に本クラブから除名の通告を受けていないこと

第6条(入会手続)

1.本クラブへ入会申込みをする方(以下、「入会希望者」といいます)は、以下に定める手続により入会申込みを行うものとします。

(1)入会希望者は、会員区分・会員種別・トレーニング内容・会費等を確認し、本会則に同意のうえ、所定の申込書類等(以下、「入会申込書」といいます)に必要事項を記入し本クラブに提出してください。

(2)入会希望者又は会員は、その会員区分及び会員種別等に応じた入会金、トレーニング料金及びその他の費用(以下、「会費等」といいます)を本クラブに支払うものとします。

2.未成年の方は、入会申込書に親権者の同意が必要となります。親権者は、自らの会員資格の有無にかかわらず、本会則に定める義務及び責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

第7条(会費等)

1.入会希望者又は会員は本クラブに会費等をお支払いください。会費等の金額、支払方法及び支払期日については本クラブがこれを定めます。

2.本クラブは、会員の施設利用の有無にかかわらず、支払い済み会費等の返金はいたしません。

第8条(変更手続等)

入会申込書に記載した事項に変更等が生じたときにはすみやかに本クラブに届け出てください。

第9条(通知・連絡)

本クラブが会員宛てに通知・連絡等を行うときには、会員から届出のあった直近の連絡先に対して行うものとします。

第10条(個人情報保護)

本クラブは、個人情報保護法等の各種法令を遵守して会員の個人情報管理を行います。

第11条(会員資格の相続・譲渡)

会員は、本クラブの会員資格に関し、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権等の担保権設定その他一切の処分をすることはできません。また、本クラブの会員資格を相続その他の包括承継の対象とすることはできません。なお、法人の合併その他の組織再編行為についてはこの限りではありません。

第12条(禁止事項)

1.会員等は、諸施設において次の行為をしてはいけません。会員等がこれらの行為をしたときには、本クラブは当該会員に対して諸施設への入場禁止又は退場を命じることがあります。

- (1)他の会員等や施設スタッフを誹謗中傷する行為
 - (2)酒気を帯びて入場したり、店舗内で飲酒・喫煙する行為
 - (3)大声・奇声を発する行為や他の会員等及び施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為又は迷惑行為
 - (4)他の会員等や施設スタッフの身体を押ししたり、殴打したり、拘束する等の暴力的な行為
 - (5)物を投げる、物を壊す、物を叩くなど、他の会員等や施設スタッフが恐怖や危険を感じるおそれのある行為
 - (6)本クラブの施設・器具・備品を損壊したりこれらを持ち出す行為
 - (7)店舗内に落書きや造作をする行為
 - (8)他の会員等や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー的な行為
 - (9)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等の公序良俗に反する行為
 - (10)物品販売等の営業行為、各種の勧誘行為、各種の政治活動、各種の署名活動等の行為
 - (11)多額の金銭、高額の貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為
 - (12)刃物、火器、薬品などの危険物を店舗内へ持ち込む行為
 - (13)シャワールームで髪を染める行為
 - (14)小学生以下の子どもを同伴する行為
 - (15)動物を店舗内に持ち込む行為(但し、盲導犬は除きます)
 - (16)他の会員等の施設利用を妨げるその他一切の行為
 - (17)許可なく館内を撮影する行為
 - (18)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを長時間にわたり又は頻繁に拘束し業務を妨害する等の行為
 - (19)本クラブの許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受ける行為
 - (20)施設スタッフに対する他社への就職あっせんや引き抜きの行為
 - (21)本クラブの名誉を傷つける行為
 - (22)法令及び公序良俗に反するその他一切の行為
- 2.会員等が前項のほか次の各号に該当するときは、本クラブは当該会員等に対して諸施設の利用を制限することがあります。
- (1)事前の問診又は検査等(脈拍・血圧等)により、安全に運動することができないと本クラブが判断するとき
 - (2)筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病があるとき
 - (3)前2号のほか、正常な諸施設の利用ができないと本クラブが判断するとき
 - (4)刺青・タトゥーがあるとき(但し、刺青・タトゥーの大きさが縦横15cm四方以内のものであり、かつ、シャツ、テーピング、サポーターで隠したときを除きます)

第13条(会員間のトラブル)

本クラブは、前二条に係る場合を除き、会員等の間に生じたトラブルについて一切関知しません。

第14条(損害賠償)

- 1.本クラブは、会員等が多額の金銭、高価な貴金属類その他貴重品等を施設内に持ち込むことを禁止しています。本クラブ利用の際に生じた盗難・紛失等については原則として会員等各自の自己責任とし本クラブは責任を負いません。但し、本クラブの責に帰すべき事由があるときにはこの限りではなく、(本クラブに故意又は重大な過失があるときを除き)10万円の限度で実損額を賠償します。
- 2.会員等が本クラブ利用の際に自己の責に帰すべき事由により受けた損害については本クラブは責任を負いません。
- 3.会員等が本クラブ利用の際に自己の責に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に損害を与えたときは、当該会員等が賠償の責任を負うものとします。法人会員については当該法人が一切の責任を負うものとします。また、ビジターについては同伴した会員がビジターと連帯して責任を負うものとします。
- 4.本クラブ利用の際に発生した怪我、病気、事故等については原則として会員等各自の自己責任とし本クラブは責任を負いません。但し、本クラブの責に帰すべき事由があるときにはこの限りではありません。

第15条(トレーナー)

会員等の担当トレーナーは本クラブの判断により予告なく変更されることがあります。

第16条(予約の変更・キャンセル)

- 1.トレーニング日時の変更を希望するときには、予約日時の24時間前までにマイページで変更、もしくは利用している店舗、LINE@またはお客様センターにご連絡してください。それ以降の予約変更又はキャンセルはできません。但し、本クラブ側の事情又は本クラブの判断による変更又はキャンセルについてはこの限りではありません。
- 2.変更又はキャンセルが認められなかった分のトレーニングについては、1回分のトレーニングを実施したものとみなします。
- 3.変更又はキャンセルが認められなかった分のトレーニングについては、別途トレーニング料金を支払って同等のトレーニングを実施することができます。
- 4.トレーニング有効期間後の日時をトレーニング日時として予約することはできません。
- 5.トレーニングキャンセルは原則として月に2回までとします。但し、月とは1日から末日までとする。

第17条(施設の閉鎖・休業)

- 1.本クラブは、次の各号に該当する事由があるときには、諸施設の全部又は一部を閉鎖・休業(以下、「閉鎖等」といいます)することがあります。閉鎖等が予定されているときには原則としてその1か月前までに会員に告知します。
 - (1)定期休業によるとき
 - (2)施設の増改築、修繕又は点検を実施するとき
 - (3)気象災害その他の外因的事由により、会員に危険が及ぶと本クラブが判断したとき

第18条(会員資格の喪失)

会員は次の各号に該当するときには会員資格を喪失するものとします。

- (1)契約期間を終了したとき
- (2)第20条に基づき本クラブに退会を申し入れ本クラブがこれを承認したとき
- (3)第21条に基づき除名されたとき
- (4)第22条に定める全額返金申請を行い本クラブがこれを承認したとき
- (5)法人会員が法人会員契約の終了又は契約の変更等により会員資格を喪失したとき
- (6)会員に対し、破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産整理手続開始の申立てがあったとき
- (7)会員が死亡したとき
- (8)会社の本クラブの全店舗を閉鎖したとき

第19条(トレーニング有効期間の延長)

- 1.トレーニング有効期間の延長は原則としてできません。ただし、本クラブが特に認めるときにはこの限りではありません。
- 2.トレーニング有効期間内に規定回数のトレーニングを終えることができないときには、ときトレーニング有効期間の終了日までに本クラブに期間延長を申し入れることができます。
- 3.本クラブが前項の申し入れを承認するときには、延長の期間を定め、すみやかに当該会員に通知いたします。延長可能な期間は最長6ヶ月間となります。一度延長した期間の再延長はできません。
- 4.トレーニング有効期間延長の手続きは、店舗に来店のうえ書面により行ってください。電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きはできません。
- 5.延長期間中のトレーニングについては別途トレーニング料金をお支払いください。

第20条(退会)

- 1.会員がトレーニング有効期間内に自己都合により途中退会するときには書面により退会手続きを行うものとします。本クラブが退会を承認した時点において退会となります。
- 2.退会手続きは店舗に来店のうえ書面により行ってください。電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きは出来ません。
- 3.本クラブは、退会を承認した会員(会員であった方)に対し、第1項の承認時までに発生した会費等を請求できるものとします。加えて、中途退会違約金として、未実施のトレーニング料金の10パーセント相当額または2万円のいずれか低いほうの金額を請求できるものとします。
- 4.本クラブは、退会を承認した会員(会員であった方)に対し、支払い済みの会費等の一部を次の各号の通り返金致します。
 - (1)退会の時点において未実施のトレーニングがあるときには当該トレーニングのトレーニング料金が返金の対象(以下、「返金対象額」といいます)となります。本クラブは返金対象額から次号に定める中途退会違約金を控除した金額を返金致します。なお、支払い済み会費等のうち返金対象額以外の物は返金の対象外となります。
 - (2)中途退会違約金は、返金対象額の10パーセント相当額または2万円のいずれか低いほうの金額となります。なお、有効期限が切れてからの返金はできないものとします。

第21条(除名)

- 1.本クラブは、会員が次の各号に該当するときには、当該会員を本クラブから除名することがあります。除名された会員は、除名された日以降は本クラブを利用することができません。なお、支払済みの会費等の返金は原則として行いません。
 - (1)第5条に違反していることが判明したとき
 - (2)本会則及び本クラブの諸規則に違反したとき
 - (3)支払期日から2週間以上経っても会費等の支払いがされないとき
 - (4)トレーニングを2回以上無断で欠席したとき
 - (5)その他会員としてふさわしくないと本クラブが判断したとき
- 2.本クラブは、除名された会員(会員であった方)に対し、未払い分の会費等がある場合、第1項の該当時又は除名となった日までに発生した会費等に、中途退会違約金として未実施のトレーニング料金の10パーセント相当額または2万円のいずれか低いほうの金額を加算して請求できるものとします。

第22条(全額返金制度)

1. 全額返金制度とは、第20条第3項にかかわらず、会員の申し入れ(以下、「全額返金申請」といいます)により、支払い済みの会費(入会金を除く)の全額を本クラブが当該会員に返金する制度をいいます。本制度は、健康的な減量を目標にトレーナーと一緒にトレーニング等に励んだものの減量幅が小さかった方を対象とする制度です。次の各号すべてを満たす会員を対象とします。

- (1) トレーニングの目的が専ら減量であることを入会時に申告したこと
- (2) トレーニング有効期間の開始日から1か月を経過する日までに、基準となる体重からの減量幅が一度も1キログラムを超えなかったこと(基準となる体重は会員の入会時に本クラブが測定し記録した体重とします)
2. 本クラブは、会員から全額返金申請があったときには、会員、トレーナー及び本クラブの三者による話し合いの場を設け相互理解に努めるものとします。
3. 全額返金申請は、トレーニング有効期間の開始日から1か月を経過する日(当該日が営業日でない場合はその前営業日)までに行ってください。これ以降の全額返金申請はできません。
4. 全額返金申請に係る手続きは、店舗に来店のうえ書面により行ってください。電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きはできません。
5. 本クラブは、会員から全額返金申請があったときには、会員のトレーニング記録や体重の増減の記録等を確認するとともに、会員が本条第1項の要件を満たし、同第9項の要件を満たしていないかどうかを確認するものとします。会員が要件を満たしていることを本クラブが確認したときには、本クラブは当該会員の全額返金申請を承認し支払い済みの会費(入会金を除く)の返金を行います。
6. 全額返金申請の手続きの際には本クラブが当該会員の体重を計測し記録することができるものとします。
7. 会員は全額返金申請をした時点から直ちに本クラブを利用することができなくなります。但し、本クラブが特に認めたときにはこの限りではありません。
8. 会員は、本クラブが全額返金申請を承認した時点において本クラブを退会となるものとします。
9. 次の各号に該当するときには、全額返金制度の適用を受けられません。
 - (1) 転勤等、仕事上の事情を理由とする退会のとき
 - (2) 妊娠、病気、その他の私生活上の事情を理由とする退会のとき
 - (3) 担当トレーナーが変更されたこと又は担当トレーナーが変更されないことを理由とする退会のとき
 - (4) トレーニング当日の無断欠席が2回以上あるとき
 - (5) 前号に定める場合のほか、トレーニング日時の変更が合計4回以上ある場合
 - (6) トレーナーの指導に従った行動を行なっていなかったことが3回以上あるとき
 - (7) トレーニング有効期間を延長したとき
 - (8) 本会則に違反している又は違反したことがあるとき
 - (9) 月4回コースでの契約を実施したとき
10. 前各号にかかわらず、会社が販売する物品については全額返金制度の対象外となります。

第23条(解散)

会社は、本クラブに係る事業に関して、譲渡又は撤退等をするとき、又は、経営面において重大な事由が生じたときには、本クラブを解散することがあります。解散等が予定されているときには1か月前までに会員に告知をします。なお、解散等によって会員の会費支払義務やその他債務が減免されることはありません。退会を希望する会員への返金等は第20条に準ずるものとしそれ以外の特別の補償は行いません。

第24条(本会則及び諸規則の改定)

本クラブは、必要に応じて本会則及び諸規則を改定することがあります。本クラブが本会則又は諸規則を改定するときには1か月前までに施設内への掲示により会員に告知します。

第25条(管轄の合意)

本会則及び本クラブの諸規則に起因又は関連する紛争が生じたときは、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

概要書面（事前説明書）

コースメニューと概算金額のご案内

完全個室パーソナルトレーニングを継続的に行います。

パーソナルトレーナーがお一人お一人に合ったトレーニングメニュー（オリジナルプログラム）をご提案します。

トレーニングはダンベルやバーベルを使ったフリーウェイトと呼ばれるものや自分の体重を使った自重トレーニングが中心となります。

また、PFCバランスに基づいたお食事管理を行います。

入会金は39,800円（税込）となります。ご利用料金【コース料金】は下記の通りとなります。（すべて税込み）

月4回コース ※全額返金制度対象外

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 1ヶ月コース	4回	¥39,800	¥49,000	契約日から1ヶ月間
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	8回	¥39,800	¥98,000	契約日から2ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	12回	¥39,800	¥147,000	契約日から3ヶ月間

月8回コース

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	16回	¥39,800	¥196,000	契約日から4ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	24回	¥39,800	¥294,000	契約日から5ヶ月間
<input type="checkbox"/> 6ヶ月コース	48回	¥0	¥588,000	契約日から8ヶ月間

月12回コース

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	24回	¥0	¥294,000	契約日から3ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	36回	¥0	¥441,000	契約日から4ヶ月間
<input type="checkbox"/> 6ヶ月コース	72回	¥0	¥882,000	契約日から7ヶ月間

※お一人分の料金です

月4回コース ※全額返金制度対象外

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 1ヶ月コース	4回	¥39,800	¥44,100	契約日から1ヶ月間
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	8回	¥39,800	¥88,200	契約日から2ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	12回	¥39,800	¥132,300	契約日から3ヶ月間

月8回コース

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	16回	¥39,800	¥176,400	契約日から4ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	24回	¥39,800	¥264,600	契約日から5ヶ月間
<input type="checkbox"/> 6ヶ月コース	48回	¥0	¥529,200	契約日から8ヶ月間

月12回コース

期間	回数	入会金	コース金額	有効期限
<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース	24回	¥0	¥264,600	契約日から3ヶ月間
<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース	36回	¥0	¥396,900	契約日から4ヶ月間
<input type="checkbox"/> 6ヶ月コース	72回	¥0	¥793,800	契約日から7ヶ月間

契約期間（サービス提供期間）

年 月 日から 年 月 日まで

概要書面（事前説明書）

ご予約の変更・キャンセルについて

- ①トレーニングの日は開始時刻の10分前までにご入場ください。遅刻によるトレーニングの開始時刻の変更や時間延長はできません。
- ②トレーニング日時の変更を希望するときには、予約時間の24時間前までにマイページで変更、もしくは利用している店舗へLINE@またはお電話にてご連絡ください。なお、予約変更やキャンセルが間に合わなかった分は別途料金をお支払いいただくことで再トレーニングできます。
- ③トレーニングキャンセルは原則として月に2回までとなります。

健康状態について

- ①体調に不安のある方、特に現在治療中の方、持病のある方、お薬を服用なさっている方は、予め医師にご相談の上ご入会下さい。健康状態によってはご入会をお断りしたり施設の利用を制限・禁止させていただくことがあります。
- ②トレーニングは、身体に適度な負担をかけることによって健康増進を図るものです。疾病があるときには逆に健康を害する可能性があることをご理解ください。
- ③事前の間診・検査等（脈拍・血圧等）により運動に適していないと本クラブが判断するときには、危険防止のためトレーニングを休止していただくことがあります。
- ④申し訳ありませんが、妊娠中の方は本クラブをご利用いただけません。ご入会後に妊娠が分かったときにはご相談ください。

入会金・ご利用料金【コース料金】の支払方法・支払時期

入会金・ご利用料金【コース料金】のお支払方法等は次のうちからお選びください。

- ①現金一括払い（契約成立後1週間以内にお支払いください）
- ②分割払い【自動引落】（クレジット会社による立替払いとなります）

※当社と提携しているクレジット会社は次のとおりです：ヤマトクレジットファイナンス株式会社 ※分割払いの支払時期についてはクレジット会社の約款等の定めるところによります。

契約の成立

- ①契約は、入会希望者の方が、RITA-STYLEの運営会社である株式会社RITA-STYLE（以下、「当社」といいます）に対し所定の入会申込書で入会の申込みをし、当社がこれを承諾した時に成立します。入会希望者の方は契約成立時よりRITA-STYLE会員となります。
- ②入会希望者の方が未成年者の場合、入会には親権者の同意と連帯保証が必要となります。入会申込みの際に入会申込書のほか親権者の同意書を提出していただきます。
- ③入会希望者の方がクレジット契約の利用をご希望の場合に、入会希望者の方とクレジット会社との間で立替払い契約が成立しないときには、本契約も成立しなかったものとみなします。

特定商取引法に基づく抗弁権の接続

分割払い（クレジット）をご利用の場合、会員の方と当社との間で生じている事由に基いて、会員の方はクレジット会社からの請求を拒否できる場合があります。

前受金の保全

ありません。

全額返金制度

- ①全額返金制度は、健康的な減量为目标に、トレーナーと一緒にトレーニング等に励んだものの減量幅が小さかった方が対象です。（減量幅が1kg以下の方。）
- ②全額返金制度の申請期間はトレーニングの有効期間の開始日から1か月間となります。
- ③全額返金の申請は店舗にお越しいたいで書面での手続きとなります。（電話等での手続きはできません。）
- ④ご返信の申請の際には、会員の方とトレーナーと本クラブとで意見交換会を実施します。忌憚のないご意見をお寄せください。
- ⑤転勤等のお仕事の都合による退会、妊娠・持病などの私生活上の理由による退会、トレーナーの担当変更等を理由とする退会は本制度の対象外となります。
- ⑥トレーニング当日の無断欠席が2回以上ある方、予約の変更が4回以上ある方、トレーナーの指導に従った行動を行っていなかったことが3回以上ある方は本制度の対象外となります。
- ⑦月4回コースは本制度の適用外とします。

ご入会にあたって

【会則・規則について】

本クラブのご利用にあたっては、会則及び施設内に掲示してある諸規則の遵守をお願いいたします。

【健康状態について】

- ①体調に不安のある方、特に、現在治療中の方、持病のある方、お薬を服用なさっている方は、あらかじめ医師にご相談のうえご入会ください。健康状態によっては、ご入会をお断りしたり、施設の利用を制限・禁止させていただくことがあります。
- ②トレーニングは、身体に適度な負荷をかけることによって健康増進を図るものです。疾病があるときには、逆に健康を害する可能性があることをご理解ください。
- ③事前の問診・検査等(脈拍・血圧等)により運動に適していないと本クラブが判断するときには、危険防止のためトレーニングを休止させていただくことがあります。
- ④申し訳ありませんが妊娠中の方は本クラブをご利用いただけません。なお、ご入会後に妊娠が分かったときにはご相談ください。

【お支払いについて】

- ①入会金及びトレーニング料金等は所定の期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。
- ②分割でのお支払いの場合には、トレーニング有効期間中は施設を利用しなくても月々のお支払いが発生しますのであらかじめご了承ください。

【ご予約の変更・キャンセルについて】

- ①トレーニングの日は開始時刻の10分前までにご入場ください。遅刻によるトレーニング開始時刻の変更や時間延長はできません。
- ②トレーニング日時の変更を希望するときには、予約日時の24時間前までにマイページで変更、もしくは利用している店舗へLINE@または、お電話にてご連絡してください。なお、予約変更やキャンセルが間に合わなかった分は、別途料金をお支払いいただくことで再トレーニングできます。
- ③トレーニングキャンセルは原則として月に2回までとなります。

【全額返金制度について】

- ①全額返金制度は、健康的な減量为目标に、トレーナーと一緒にトレーニング等に励んだものの減量幅が小さかった方が対象となります(減量幅1kg以下の方)。
- ②全額返金制度の申請期間はトレーニング有効期間の開始日から1か月間となります。
- ③全額返金の申請は店舗にお越しいただいて書面での手続きとなります(電話等での手続きはできません)。
- ④ご返金の申請の際には、会員の方とトレーナーと本クラブとで意見交換会を実施します。忌憚のないご意見をお寄せください。
- ⑤転勤等のお仕事の都合による退会、妊娠・持病などの私生活上の理由による退会、トレーナーの担当変更等を理由とする退会は、本制度の対象外となります。
- ⑥トレーニング当日の無断欠席が2回以上ある方、予約の変更が4回以上ある方、トレーナーの指導に従った行動を行っていなかったことが3回以上ある方は本制度の対象外となります。
- ⑦月4回コースは本制度の適用外とします。

【その他】

本クラブと連絡が取れなくなってしまったときやトレーニングの無断欠席が3回以上になったときには、本クラブをご利用になれなくなる場合があります。

※個人情報の取扱いについて※

1.個人情報の利用目的

当社は、お客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・電子メールアドレス等の個人情報及び当社との取引状況等の情報を次の目的に利用いたします。

- ①当社及び当社のグループ会社の商品の発送、カタログ・DMの発送、関連するアフターサービス・新商品・サービスに関するお知らせ
- ②当社及び当社のグループ会社の通信販売や店頭販売に関する事業活動
- ③当社及び当社のグループ会社の他の営業のご案内
- ④当社及び当社のグループ会社が適切と判断した会社・団体のカタログ・DMなどの発送
- ⑤当社及び当社のグループ会社との取引に関する債権管理

2.個人情報の提供

当社及び当社のグループ会社からお客様から収集した情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供・開示等することはありません。

- ①当社のグループ会社に対し、お客様に明示した利用目的に必要な範囲で情報を提供し共同利用する場合
個人情報を共同利用する当社のグループ会社は次のとおりです。
株式会社 RITAマーケティングパートナーズ / 株式会社 利他フーズ
- ②当社及び当社のグループ会社の合併・分社化・営業譲渡等による事業承継に伴って情報を提供する場合
- ③法令等に基づく場合
- ④お客様及び第三者の生命・身体・財産等に重大な損害が発生することを防止するために必要と判断した場合
- ⑤お客様の事前の承認・同意を得た場合

3.個人情報の取扱いの委託

当社及び当社のグループ会社からお客様から収集した個人情報は、お客様に明示した利用目的に必要な範囲において、個人情報に関する機密保持契約を締結した業務委託会社に対し、取扱いを委託する場合があります。

4.個人情報の開示・訂正・利用停止・苦情・問い合わせ

個人情報の開示・訂正・利用停止等のお手続きやお問い合わせは、お手数ですが、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

概要書面（事前説明書）チェックリスト

次の書類について担当者から説明を受けましたか？

- 概要書面(事前説明書)
- 入会申込書(サービス提供契約書)[お客様控]
- 会則
- クレジット契約書(分割払いの方のみ)

契約内容について担当者から説明を受けましたか？

契約内容について理解できましたか？

- 契約期間
- 料金
- 支払方法
- トレーニングの概要

本日担当者から説明を受け契約の内容を理解いたしました。(日付とお名前をご記入ください)

日付	お名前
西暦 年 月 日	

会社名 株式会社利他フーズ (RITA-STYLE)
代表者氏名 代表取締役社長 猪本真也
所在地 〒860-0863 熊本県熊本市中央区坪井2丁目1-42 SDK熊本ビル5階
電話番号 フリーダイヤル:0120-325-306

※こちらの書類は弊社でコピーを控えさせていただきます。予めご了承ください。

様

入会金・ご利用料金（コース料金）のお支払方法・お支払時期のご案内

RITA-STYLEへのご入会ありがとうございます。

入会金・ご利用料金（コース料金）のお支払方法等については、以下の2種類からお選びください。

- 銀行振込 ● PayPay ● クレジットカード ● ショッピングローン

お客様のお支払金額・お支払方法等は以下のとおりです。

< お支払金額 >

円(税込み)

- 銀行振込 現金一括払いのお支払いは、弊社指定の口座まで、お振込をお願いいたします。
※お振込みの際の手数料はお客様にてご負担ください。
〈お振込先〉 楽天銀行 第二営業支店 普通 7399877 カ)リタフーズヘルスケアジギョウ
〈お支払期限〉 契約成立後、1週間以内にお支払ください。
なお、支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までにお振込ください。
- PayPay 店舗のQRコードを読み込み、上記お支払金額の入力をお願いします。
弊社担当者がお支払金額を確認後、支払完了処理をお願いします。
- クレジットカード クレジットカードでのお支払いは、専用アプリ(hacomono)からご登録をお願いします。
- ショッピングローン ヤマトクレジットファイナンスのショッピングローンがご利用可能です。
別途ショッピングローンへのお申し込みと審査が必要になります。

通信欄